

滋賀医科大学医学部附属病院では、患者さんと医療提供者が診療情報を共有することによって、両者の良好な関係を構築し、より質の高い医療を提供することを目的に、ガイドライン等を整備し、平成11年9月1日から、診療諸記録の開示を開始しています。

また、平成12年5月17日からは、範囲を限定し、一定の条件を付したうえでご遺族に対しても診療諸記録の開示を行うことにいたしました。

詳細については、担当医師にご相談いただくか、受付相談窓口までお問い合わせください。

●トピックス

診療諸記録の開示

受付相談窓口

医事課医事係 TEL 077-548-2504

開示の対象者

患者さん本人が原則であるが、場合によっては法定代理人およびプライマリー・ケアギバー（実質的に患者さんのケアを行っている親族またはそれに準ずる者）も対象とする。

亡くなられた方の場合は、相続人や2親等以内の方を対象とする。

開示する診療諸記録の範囲

診療を目的として本院の医療従事者が作成した記録を対象とする。

（診療録、看護記録、処方箋、検査記録、検査結果報告書およびX線フィルムなどの画像診断フィルム等）

開示申請

「診療諸記録開示申請書」に必要事項を記入し、医事課医事係に提出すること。

（開示の対象者としての資格を有することを証明するものを持参し、提示すること。）

申請書を受理した日から15日以内に「開示」、「一部開示」、「不開示」を決定し、開示申請者に通知する。

（開示する場合は、開示の日時等について関係者と調整のうえ決定する。）

不開示とする場合

1. 患者さん本人が内容を理解し合理的に判断することができない状態にある場合。
2. 開示によって、患者さん本人あるいは第三者の不利益になると考えられる場合。
3. 患者さん本人が開示を拒否する意思を明確にしている場合。
4. ご遺族の一部が開示を望まない場合。

開示の方法

「閲覧」、「複写」、「閲覧および複写」とする。

開示には必要に応じて医師等が立ち会い、申請者の求めがあれば内容を説明する。

複写料金

診療録等	1枚につき	20円
X線等フィルム	1枚につき	790円（半切） 660円（大角） 560円（大四つ切） 470円（四つ切） 360円（六つ切）

●トピックス

運営諮問会議の設置について

国立学校設置法の一部改正により平成12年4月から各国立大学に「運営諮問会議」を設置することになった。

この会議は学外の有識者によって構成されるもので、

大学の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する重要事項

教育研究活動等について大学が行う評価に関する重要事項

その他大学の運営に関する重要事項

について、学長の諮問に応じて審議および助言・勧告を行う。

運営諮問会議委員

科学技術会議議員・前京大総長 井村裕夫

（財）日独文化研究所理事長・元京大総長 岡本道雄

国立滋賀大学学長 加藤幹太

滋賀県知事 國松善次

（社）滋賀県医師会会長 寺内正一

滋賀県立大学学長 日高敏隆

滋賀経済団体連合会会長 廣野 寛

滋賀県草津市長 古川研二

滋賀県大津市長 山田豊三郎

（五十首順・任期は平成12年4月1日～14年3月31日）